

議案第 9 4 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 28 年 12 月 21 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

一般職の職員の給料月額、扶養手当及び勤勉手当の支給額の改定、特別職の職員の期末手当の支給額の改定、嘱託員の報酬月額の改定並びに育児又は介護と仕事の両立ができる勤務環境の整備等、国及び他の地方公共団体の職員との給与その他勤務条件の均衡を図る必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「の各号」を削り、同項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

第 9 条第 3 項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに掲げるいずれかの扶養親族については 1 人につき 6,500 円(別表第 1 の給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるものにあつては、3,500 円)、同項第 2 号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については 1 人につき 10,000 円とする。

第 9 条第 4 項中「扶養親族である子のうち」を「扶養親族たる子のうち」に、「扶養親族である子の数」を「子の数」に改める。

第 18 条第 2 項第 1 号中「100 分の 80」を「100 分の 85」に改め、同項第 2 号中「1000 分の 375」を「100 分の 40」に改める。

第 21 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 勤務時間条例第 16 条の 2 第 1 項に規定する介護時間休暇を取得した場合は、第 1 項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間について、前条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

附則第 23 項中「100 分の 1.2」を「100 分の 1.275」に、「100 分の 80」を「100 分の 85」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1(第 3 条関係)

(給 料 表)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
再任用職員	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
以外の職員	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000

27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200	
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500	

57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400	
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700	
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000	
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200	
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700	
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000	
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200	
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400	
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700	
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000	
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200	
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400	
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500		

87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200
94		294,000	341,800		
95		294,400	342,300		
96		294,800	342,700		
97		295,000	342,800		
98		295,300	343,300		
99		295,700	343,700		
100		296,100	344,000		
101		296,300	344,300		
102		296,600	344,700		
103		297,000	345,100		
104		297,300	345,500		
105		297,500	346,000		
106		297,800	346,400		
107		298,200	346,800		
108		298,500	347,200		
109		298,700	347,700		
110		299,100	348,100		
111		299,500	348,400		
112		299,800	348,700		
113		299,900	349,200		
114		300,200			
115		300,500			
116		300,900			

	117		301,100						
	118		301,300						
	119		301,600						
	120		301,900						
	121		302,300						
	122		302,500						
	123		302,800						
	124		303,100						
	125		303,400						
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和 31 年羽曳野市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「1000 分の 2025」を「1000 分の 2075」に、「1000 分の 2175」を「1000 分の 2225」に改める。

(羽曳野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 3 条 羽曳野市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年羽曳野市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ア(イ)を次のように改める。

(イ) その養育する子(育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。)が 1 歳 6 か月に達する日(第 2 条の 3 第 3 号において「1 歳 6 か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後の期間)が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第 2 条第 3 号イ中「次条第 3 号」を「第 2 条の 3 第 3 号」に、「子の 1 歳到達日(」を「子が 1 歳に達する日(以下この号及び同条において「1 歳到達日」という。)(」に改める。

第 2 条の 3 を第 2 条の 4 とする。

第 2 条の 2 第 2 号中「その他法律」を「その他の法律」に、「しようとして」を「しよう」と、「(当該非常勤職員が再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和 25 年法

律第 261 号)第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)である場合にあっては、羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成 7 年羽曳野市規則第 5 号)第 14 条第 1 項第 5 号及び第 6 号)の休暇」を「の規定」に改め、同条第 3 号中「当該子が 1 歳 6 か月に達する日」を「当該子の 1 歳 6 か月到達日」に改め、同条を第 2 条の 3 とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者)

第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により委託されている当該児童とする。第 3 条第 1 号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第 3 条中第 6 号を第 7 号とし、同条第 5 号中「第 2 条の 2 第 3 号」を「第 2 条の 3 第 3 号」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第 5 条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除された場合

第 7 条中「再任用短時間勤務職員」の次に「(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。))」

を加える。

第 8 条を次のように改める。

(育児部分休業の承認)

第 8 条 育児部分休業(育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年羽曳野市条例第 2 号)第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。

2 労働基準法第 67 条第 1 項の規定に基づく育児時間(以下「育児時間」という。)又は羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 16 条の 2 第 1 項の規定による介護時間休暇の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する育児部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該育児時間又は当該介護時間休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する育児部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号)第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 29 項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内とする。)で行うものとする。

(羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 4 条 羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年羽曳野市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 を次のように改める。

(深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第 8 条の 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治 29 年法律

第 89 号)第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項及び第 5 項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、3 歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1 月について 24 時間、1 年について 150 時間を超えて、時間外勤務をさせてはならない。

4 前 3 項の規定は、第 16 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治 29 年法律第 89 号)第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。)のある職員(職員の配偶者で

当該子の親であるものが、深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項及び第 5 項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第 16 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項から第 3 項までにおいて「要介護者」という。)のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。)における」と、第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第 2 項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 任命権者は、妊娠中の職員及び産後 1 年を経過しない職員が、規則の定めるところにより、請求した場合には、深夜における勤務又は時間外勤務をさせてはならない。

6 前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

第 12 条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間休暇」に改める。

第 16 条第 1 項中「職員が」の次に「要介護者(」を加え、「市長が」を「規則で」に改め、「もの」の次に「をいう。以下同じ。)」を、「ため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 6 月の期間」を「指定期間」に改める。

第 16 条の次に次の 1 条を加える。

(介護時間休暇)

第 16 条の 2 介護時間休暇は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間(当該要介

護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間休暇の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

第17条(見出しを含む。)中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間休暇」に改める。

(嘱託員の報酬等に関する条例の一部改正)

第5条 嘱託員の報酬等に関する条例(平成24年羽曳野市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

嘱託員報酬表

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	報酬月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	199,900	182,800	195,000	207,200	227,100	237,100	247,100	303,100
2		184,000	196,200	208,400	228,400	238,400	248,400	
3		185,200	197,400	209,600	229,700	239,700	249,700	
4		186,400	198,600	210,800	231,000	241,000	251,000	
5		187,600	199,800	212,000	232,300	242,300	252,300	
6		188,600	200,800	213,000	233,300	243,300	253,300	
7		189,600	201,800	214,000	234,300	244,300	254,300	
8		190,600	202,800	215,000	235,300	245,300	255,300	
9		191,600	203,800	216,000	236,300	246,300	256,300	
10		192,600	204,800	217,000	237,300	247,300	257,300	
11		193,600	205,800	218,000	238,300	248,300	258,300	
12		194,600	206,800	219,000	239,300	249,300	259,300	
13		195,600	207,800	220,000	239,700	249,700	259,700	
14		196,600	208,800	221,000	240,100	250,100	260,100	
15		197,600	209,800	222,000	240,500	250,500	260,500	

16		198,600	210,800	223,000	240,900	250,900	260,900
17		199,600	211,800	224,000	241,200	251,200	261,200
18		200,600	212,800	225,000	241,500	251,500	261,500
19		201,600	213,800	226,000	241,800	251,800	261,800
20		202,600	214,800	227,000	242,100	252,100	262,100

(一般職の職員で非常勤のもの及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部改正)

第 6 条 一般職の職員で非常勤のもの及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例(平成 24 年羽曳野市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 11 条」を「第 11 条の 3」に改める。

第 9 条を次のように改める。

(休暇の種類)

第 9 条 非常勤職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間休暇とする。

2 臨時職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇及び介護時間休暇とする。

第 11 条の次に次の 2 条を加える。

(介護休暇)

第 11 条の 2 介護休暇は、非常勤職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、2 親等内の親族(姻族を含む。))その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に規則で定めるところにより与えるものとする。

(介護時間休暇)

第 11 条の 3 介護時間休暇は、非常勤職員等が要介護者の介護をするため、1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合に規則で定めるところにより与えるものとする。

第 14 条第 3 項中「出産」を「出産、介護」に改め、同条第 4 項中「同項」を「同条第 2 項」に改め、同条第 5 項中「同項」を「前条第 3 項」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する

(1) 第1条中一般職の職員の給与に関する条例第21条の改正規定並びに第3条、第4条、第6条、附則第9項、附則第11項及び附則第13項の規定 平成29年1月1日

(2) 第1条中一般職の職員の給与に関する条例第9条の改正規定並びに第5条、附則第7項及び附則第8項の規定 平成29年4月1日

2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「新一般職給与条例」という。)第18条第2項、附則第23項及び別表第1の規定並びに第2条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例(以下「新特別職給与条例」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(平成28年に支給する勤勉手当に関する特例)

3 平成28年に支給する勤勉手当の額は、新一般職給与条例第18条第2項及び附則第23項の規定にかかわらず、新一般職給与条例第18条第2項第1号中「100分の85」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90」と、同項第2号中「100分の40」とあるのは「6月に支給する場合においては1000分の375、12月に支給する場合においては1000分の425」と、新一般職給与条例附則第23項中「100分の1.275」とあるのは「6月に支給する場合において100分の1.2、12月に支給する場合においては100分の1.35」と、「100分の85」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90」と読み替えて得た額とする。

(平成28年に支給する期末手当に関する特例)

4 平成28年に支給する期末手当の額は、新特別職給与条例第6条第2項の規定にかかわらず、同項中「1000分の2075」とあるのは「1000分の2025」と、「1000分の2225」とあるのは「1000分の2275」と読み替えて得た額とする。

(給与の内払)

5 改正前の一般職の職員の給与に関する条例又は改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ新一般職給与条例又は新特別職給与条例の規定を適用する場合における給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 6 平成 28 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成 31 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例)

- 7 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の支給に関する新一般職給与条例第 9 条の規定の適用については、同条第 3 項中「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに掲げるいずれかの扶養親族については 1 人につき 6,500 円(別表第 1 の給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるものにあつては、3,500 円)、同項第 2 号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については 1 人につき 10,000 円」とあるのは、「前項第 1 号に掲げる扶養親族については 10,000 円、同項第 2 号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については 1 人につき 8,000 円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち 1 人については 10,000 円)、同項第 3 号から第 6 号までに掲げるいずれかの扶養親族については 1 人につき 6,500 円(職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち 1 人については 9,000 円)」とする。

- 8 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の支給に関する新一般職給与条例第 9 条の規定の適用については、同条第 3 項中「(別表第 1 の給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるものにあつては、3,500 円)、同項第 2 号」とあるのは、「、同項第 2 号」とする。

(羽曳野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 平成 29 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間は、第 3 条の規定による改正後の羽曳野市職員の育児休業等に関する条例第 2 条の 2 中「第 6 条の 4 第 1 号」とあるのは「第 6 条の 4 第 2 項」と、「第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

(羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 第 4 条の規定による改正前の羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 16 条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、平成 29 年 1 月 1 日において

当該介護休暇の初日(以下この項において単に「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第4条の規定による改正後の羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則で定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく平成29年1月1日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

- 11 平成29年1月1日から同年3月31日までの間は、第4条の規定による改正後の羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第1項及び第4項中「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

(委任)

- 12 前6項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
(一般職の職員で非常勤のもの及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 13 一般職の職員で非常勤のもの及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例(平成28年羽曳野市条例第37号)の一部を次のように改正する。

目次の改正規定中「第11条」を「第11条の3」に、「第13条」を「第14条」に、「第14条―第21条」を「第15条―第22条」に、「第22条―第25条」を「第23条―第26条」に改める。

第9条の改正規定中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間休暇」に、「及び特別休暇」を「、病気休暇、特別休暇及び介護時間休暇」に改める。

第23条を第25条とする改定規定中「第25条」を「第26条」に改める。

第22条の改正規定中「第16条」を「第17条」に、「第19条第1項」を「第20条第1項」に、「第19条」を「第20条」に、「第18条」を「第20条」を「第18条」を「第21条」に、「第24条」を「第25条」に改める。

第21条を第23条とし、第20条を第22条とする改正規定中「第21条を第23条」を「第21条を第24条」に、「第20条を第22条」を「第20条を第23条」に改める。

第5章中第19条を第21条とし、第18条を第20条とする改正規定中「第19条を第21条」を「第19条を第22条」に、「第18条を第20条」を「第18条を第21条」

に改める。

第 17 条第 1 項及び第 2 項の改正規定中「第 15 条第 2 項」を「第 16 条第 2 項」に、「第 19 条」を「第 20 条」に改める。

第 16 条を第 18 条とし、第 15 条を第 17 条とする改正規定中「第 16 条を第 18 条」を「第 16 条を第 19 条」に、「第 15 条を第 17 条」を「第 15 条を第 18 条」に改める。

第 14 条第 3 項の改正規定中「「出産」」を「「出産、介護」」に、「第 16 条」を「第 17 条」に改める。

第 13 条を第 15 条とし、第 12 条を第 14 条とする改正規定中「第 13 条を第 15 条」を「第 13 条を第 16 条」に、「第 12 条を第 14 条」を「第 12 条を第 15 条」に改める。

第 4 章中第 11 条を第 12 条とし、同条の次に次の 1 条を加える改正規定を次のように改める。

第 4 章中第 11 条の 2 及び第 11 条の 3 を削り、第 11 条を第 12 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

(介護休暇)

第 13 条 介護休暇は、非常勤職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、2 親等内の親族(姻族を含む。))その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に規則で定めるところにより与えるものとする。

(介護時間休暇)

第 14 条 介護時間休暇は、非常勤職員等が要介護者の介護をするため、1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合に規則で定めるところにより与えるものとする。

第 10 条の次に次の 1 条を加える改正規定中「非常勤職員」を「非常勤職員等」に改める。

新旧対照表

新	旧
<p>第 1 条関係</p> <p>一般職の職員の給与に関する条例</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第 9 条 1 省略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子</p> <p>(3) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある<u>孫</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>3 <u>扶養手当の月額</u>は、前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに掲げるいずれかの扶養親族については 1 人につき 6,500 円(別表第 1 の給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるものにあつては、3,500 円)、同項第 2 号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については 1 人につき 10,000 円とする。</p> <p>4 <u>扶養親族たる子のうち</u>に 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>5 省略</p> <p>第 10 条～第 17 条の 3 省略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 18 条 1 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この項及び附則第 21 項第 3 号において同じ。)において受けるべき給与月額に、市長が定める割合を</p>	<p>第 1 条関係</p> <p>一般職の職員の給与に関する条例</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第 9 条 1 省略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、<u>次の各号</u>に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子<u>及び孫</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>3 <u>扶養手当の月額</u>は、前項第 1 号に該当する扶養親族については 13,000 円、同項第 2 号から第 5 号までの扶養親族については、それぞれ 6,500 円(職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち 1 人については 11,000 円)とする。</p> <p>4 <u>扶養親族である子のうち</u>に 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>5 省略</p> <p>第 10 条～第 17 条の 3 省略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 18 条 1 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この項及び附則第 21 項第 3 号において同じ。)において受けるべき給与月額に、市長が定める割合を</p>

乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の給与月額に、100 分の 85 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の給与月額に、100 分の 40 を乗じて得た額の総額

3～5 省略

第 18 条の 2～第 20 条 省略

(給与の減額)

第 21 条 1～3 省略

4 勤務時間条例第 16 条の 2 第 1 項に規定する介護時間休暇を取得した場合は、第 1 項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間について、前条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

5 省略

6 省略

7 省略

第 22 条～第 27 条 省略

附 則

1～22 省略

23 附則第 21 項の規定が適用される間、第 18 条第 2 項第 1 号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第 21 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、100 分の 1.275 を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に、100 分の 85 を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

24・25 省略

別表第 1 別紙のとおり

以下省略

第 2 条関係

特別職の職員の給与に関する条例

乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の給与月額に、100 分の 80 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の給与月額に、1000 分の 375 を乗じて得た額の総額

3～5 省略

第 18 条の 2～第 20 条 省略

(給与の減額)

第 21 条 1～3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

第 22 条～第 27 条 省略

附 則

1～22 省略

23 附則第 21 項の規定が適用される間、第 18 条第 2 項第 1 号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第 21 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、100 分の 1.2 を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に、100 分の 80 を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

24・25 省略

別表第 1 別紙のとおり

以下省略

第 2 条関係

特別職の職員の給与に関する条例

第6条 1 省略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の18を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には1000分の2075、12月に支給する場合には1000分の2225を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例(昭和43年羽曳野市条例第445号)第17条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 省略

以下省略

第3条関係

羽曳野市職員の育児休業等に関する条例

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) 省略

(3) 次のいずれかに該当する常時勤務を要しない職員(以下「非常勤職員」という。)以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 省略

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後の期間)が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 省略

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について

第6条 1 省略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の18を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には1000分の2025、12月に支給する場合には1000分の2175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例(昭和43年羽曳野市条例第445号)第17条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 省略

以下省略

第3条関係

羽曳野市職員の育児休業等に関する条例

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) 省略

(3) 次のいずれかに該当する常時勤務を要しない職員(以下「非常勤職員」という。)以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 省略

(イ) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)を超えて引き続き任用されることが見込まれる非常勤職員(当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。)

(ウ) 省略

イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子の1歳到達日(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子

当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ 省略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める日とする。

(1) 省略

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し

の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ 省略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める日とする。

(1) 省略

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項(当該非常勤職員が再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に

引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア・イ 省略

第2条の4 省略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)である場合にあっては、羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年羽曳野市規則第5号)第14条第1項第5号及び第6号)の休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6か月に達する日

ア・イ 省略

第2条の3 省略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同

イ 養子縁組等により職員と別居すること
となった場合

(2) 育児休業をしている職員が第 5 条に規定
する事由に該当したことにより当該育児休
業の承認が取り消された後、同条に規定す
る承認に係る子が次に掲げる場合に該当す
ることとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 817 条
の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事
審判事件が終了した場合(特別養子縁組の
成立の審判が確定した場合を除く。)又は
養子縁組が成立しないまま児童福祉法第
27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解
除された場合

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当す
ること。

(7) 省略

第 4 条～第 6 条 省略

(育児部分休業をすることができない職員)

第 7 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定め
る職員は、次のいずれにも該当する非常勤職
員以外の非常勤職員(再任用短時間勤務職員
(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28
条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占
める職員をいう。以下同じ。))を除く。))とす
る。

(1)・(2) 省略

(育児部分休業の承認)

第 8 条 育児部分休業(育児休業法第 19 条第 1
項に規定する部分休業をいう。以下同じ。))の
承認は、羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に
関する条例(平成 7 年羽曳野市条例第 2 号)第 8
条第 1 項に規定する正規の勤務時間(非常勤職
員(再任用短時間勤務職員を除く。以下この条
において同じ。))にあつては、当該非常勤職員
について定められた勤務時間)の始め又は終わ
りにおいて、30 分を単位として行うものとし
る。

2 労働基準法第 67 条第 1 項の規定に基づく育

条に規定する承認に係る子が死亡し、又は
養子縁組等により職員と別居することとな
ったこと。

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 第 2 条の 2 第 3 号に掲げる場合に該当す
ること。

(6) 省略

第 4 条～第 6 条 省略

(育児部分休業をすることができない職員)

第 7 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定め
る職員は、次のいずれにも該当する非常勤職
員以外の非常勤職員(再任用短時間勤務職員を
除く。))とする。

(1)・(2) 省略

(育児部分休業の承認)

第 8 条 育児部分休業(育児休業法第 19 条第 1
項に規定する部分休業をいう。以下同じ。))の
承認は、当該職員について定められた正規の
勤務時間の始め又は終わりにおいて、30 分を
単位として行うものとする。

2 労働基準法第 67 条の規定による育児時間(以

児時間(以下「育児時間」という。)又は羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の2第1項の規定による介護時間休暇の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する育児部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する育児部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

以下省略

第4条関係

羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(深夜勤務及び時間外勤務の制限)

- 第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。)のあ

下「育児時間」という。)を承認されている職員(非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。以下この条及び次条において同じ。))を除く。)に対する育児部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する育児部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間を承認されている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内とし、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内とする。))で行うものとする。

以下省略

第4条関係

羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

- 第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして市長の定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、市長の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

- 2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員

る職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項及び第 5 項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、3 歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。))をさせてはならない。

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1 月について 24 時間、1 年について 150 時間を超えて、時間外勤務をさせてはならない。

4 前 3 項の規定は、第 16 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治 29 年法律第 89 号)第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。))のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をい

が、市長の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。))をさせてはならない。

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして市長の定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。))が、市長の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1 月について 24 時間、1 年について 150 時間を超えて、時間外勤務をさせてはならない。

4 第 1 項及び前項の規定は、第 16 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。))を介護する職員について準用する。この場合において、第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして市長の定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が、市長の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員(ただし、市長の定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が、市長の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。))における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子のある親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして市長の定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。))が、市長の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者の

う。以下この項及び第 5 項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則の定めるところにより、当該子を養育とあるのは「第 16 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項から第 3 項までにおいて「要介護者」という。)のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。)における」と、第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第 2 項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 任命権者は、妊娠中の職員及び産後 1 年を経過しない職員が、規則の定めるところにより、請求した場合には、深夜における勤務又は時間外勤務をさせてはならない。

6 前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

第 9 条～第 11 条 省略

(休暇の種類)

第 12 条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間休暇とする。

第 13 条～第 15 条 省略

(介護休暇)

第 16 条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))、2 親等内の親族(姻族を含む。))その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、

ある職員(ただし、市長の定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。))が、市長の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 前 4 項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第 9 条～第 11 条 省略

(休暇の種類)

第 12 条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇とする。

第 13 条～第 15 条 省略

(介護休暇)

第 16 条 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))、2 親等内の親族(姻族を含む。))その他市長が定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

(介護時間休暇)

第16条の2 介護時間休暇は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護時間休暇の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間休暇の承認)

第17条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)、介護休暇及び介護時間休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

以下省略

第5条関係

嘱託員の報酬等に関する条例

別表 別紙のとおり

第6条関係

一般職の職員で非常勤のもの及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例

目次

第1章～第3章 省略

第4章 休暇(第9条～第11条の3)

- 2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

(病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認)

第17条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)及び介護休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

以下省略

第5条関係

嘱託員の報酬等に関する条例

別表 別紙のとおり

第6条関係

一般職の職員で非常勤のもの及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例

目次

第1章～第3章 省略

第4章 休暇(第9条～第11条)

<p>第5章・第6章 省略 附則</p> <p>第1章～第3章 省略 第4章 休暇 (休暇の種類)</p> <p>第9条 非常勤職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間休暇とする。</p> <p>2 臨時職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇及び介護時間休暇とする。</p> <p>第10条・第11条 省略 (介護休暇)</p> <p>第11条の2 介護休暇は、非常勤職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、2親等内の親族(姻族を含む。))その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に規則で定めるところにより与えるものとする。 (介護時間休暇)</p> <p>第11条の3 介護時間休暇は、非常勤職員等が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合に規則で定めるところにより与えるものとする。</p> <p>第5章 賃金等 第12条・第13条 省略 (賃金の計算方法)</p> <p>第14条 1・2 省略</p> <p>3 非常勤職員が<u>出産</u>、<u>介護</u>その他の規則で定める事由のため勤務しないときは、規則で定めるところにより賃金を減額する。</p> <p>4 臨時職員(時給による定めにより難いとして前条第3項の規定に基づき別に定めることができる者とされる者(以下「日給臨時職員」という。))を除く。)には、月の初日から末日までの割り振られた勤務時間(規則で定める時間を除く。)に対し、<u>同条第2項</u>に規定する当該臨時職員の時給を乗じて得た額を賃金として支給する。</p> <p>5 日給臨時職員には、月の初日から末日までの</p>	<p>第5章・第6章 省略 附則</p> <p>第1章～第3章 省略 第4章 休暇 (休暇)</p> <p>第9条 非常勤職員等の休暇は、年次有給休暇及び特別休暇とする。</p> <p>第10条・第11条 省略</p> <p>第5章 賃金等 第12条・第13条 省略 (賃金の計算方法)</p> <p>第14条 1・2 省略</p> <p>3 非常勤職員が<u>出産</u>その他の規則で定める事由のため勤務しないときは、規則で定めるところにより賃金を減額する。</p> <p>4 臨時職員(時給による定めにより難いとして前条第3項の規定に基づき別に定めることができる者とされる者(以下「日給臨時職員」という。))を除く。)には、月の初日から末日までの割り振られた勤務時間(規則で定める時間を除く。)に対し、<u>同項</u>に規定する当該臨時職員の時給を乗じて得た額を賃金として支給する。</p> <p>5 日給臨時職員には、月の初日から末日までの</p>
--	---

割り振られた勤務日（規則で定める日を除く。）に対し、前条第3項に規定する当該臨時職員の日給を乗じて得た額を賃金として支給する。

以下省略

割り振られた勤務日（規則で定める日を除く。）に対し、同項に規定する当該臨時職員の日給を乗じて得た額を賃金として支給する。

以下省略

一般職の職員で非常勤のもの及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例
新旧対照表(附則第13項による改正)

新	旧
<p>一般職の職員で非常勤のもの及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例(平成24年羽曳野市条例第16号)の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「<u>第11条の3</u>」を「<u>第14条</u>」に、「<u>第12条―第19条</u>」を「<u>第15条―第22条</u>」に、「<u>第20条―第23条</u>」を「<u>第23条―第26条</u>」に改める。</p> <p>第9条を次のように改める。 (休暇の種類)</p> <p>第9条 非常勤職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、<u>介護休暇及び介護時間休暇</u>とする。</p> <p>2 臨時職員の休暇は、年次有給休暇、<u>病気休暇、特別休暇及び介護時間休暇</u>とする。</p> <p>第23条を<u>第26条</u>とする。</p> <p>第22条第1項中「<u>第14条</u>」を「<u>第17条</u>」に、「<u>第17条第1項</u>」を「<u>第20条第1項</u>」に改め、同条第2項中「<u>第17条</u>」を「<u>第20条</u>」に、「<u>第18条</u>」を「<u>第21条</u>」に改め、同条を<u>第25条</u>とする。</p> <p>第21条を<u>第24条</u>とし、<u>第20条</u>を<u>第23条</u>とする。</p> <p>第5章中<u>第19条</u>を<u>第22条</u>とし、<u>第18条</u>を<u>第21条</u>とする。</p> <p>第17条第1項及び第2項中「<u>第13条第2項</u>」を「<u>第16条第2項</u>」に改め、同条を<u>第20条</u>とする。</p> <p><u>第16条</u>を<u>第19条</u>とし、<u>第15条</u>を<u>第18条</u>とする。</p> <p>第14条第3項中「<u>出産、介護</u>」を「<u>負傷、疾病、出産、介護</u>」に改め、同条を<u>第17条</u>とする。</p> <p><u>第13条</u>を<u>第16条</u>とし、<u>第12条</u>を<u>第15条</u>とする。</p> <p>第4章中<u>第11条の2</u>及び<u>第11条の3</u>を削り、<u>第11条</u>を<u>第12条</u>とし、同条の次に次の2条を加える。</p> <p>(介護休暇)</p> <p><u>第13条</u> <u>介護休暇は、非常勤職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))、2親等内の親族(姻族を含む。))その他市長が定める者で負傷、疾病又は老齢によ</u></p>	<p>一般職の職員で非常勤のもの及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例(平成24年羽曳野市条例第16号)の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「<u>第11条</u>」を「<u>第13条</u>」に、「<u>第12条―第19条</u>」を「<u>第14条―第21条</u>」に、「<u>第20条―第23条</u>」を「<u>第22条―第25条</u>」に改める。</p> <p>第9条を次のように改める。 (休暇の種類)</p> <p>第9条 非常勤職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び<u>介護休暇</u>とする。</p> <p>2 臨時職員の休暇は、年次有給休暇及び<u>特別休暇</u>とする。</p> <p>第23条を<u>第25条</u>とする。</p> <p>第22条第1項中「<u>第14条</u>」を「<u>第16条</u>」に、「<u>第17条第1項</u>」を「<u>第19条第1項</u>」に改め、同条第2項中「<u>第17条</u>」を「<u>第19条</u>」に、「<u>第18条</u>」を「<u>第20条</u>」に改め、同条を<u>第24条</u>とする。</p> <p>第21条を<u>第23条</u>とし、<u>第20条</u>を<u>第22条</u>とする。</p> <p>第5章中<u>第19条</u>を<u>第21条</u>とし、<u>第18条</u>を<u>第20条</u>とする。</p> <p>第17条第1項及び第2項中「<u>第13条第2項</u>」を「<u>第15条第2項</u>」に改め、同条を<u>第19条</u>とする。</p> <p><u>第16条</u>を<u>第18条</u>とし、<u>第15条</u>を<u>第17条</u>とする。</p> <p>第14条第3項中「<u>出産</u>」を「<u>負傷、疾病、出産、介護</u>」に改め、同条を<u>第16条</u>とする。</p> <p><u>第13条</u>を<u>第15条</u>とし、<u>第12条</u>を<u>第14条</u>とする。</p> <p>第4章中<u>第11条</u>を<u>第12条</u>とし、同条の次に次の1条を加える。</p> <p>(介護休暇)</p> <p><u>第13条</u> <u>介護休暇は、非常勤職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))、2親等内の親族(姻族を含む。))その他市長が定める者で負傷、疾病又は老齢によ</u></p>

を含む。)その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に規則で定めるところにより与えるものとする。

(介護時間休暇)

第 14 条 介護時間休暇は、非常勤職員等が要介護者の介護をするため、1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合に規則で定めるところにより与えるものとする。

第 10 条の次に次の 1 条を加える。

(病気休暇)

第 11 条 病気休暇は、非常勤職員等が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に規則で定めるところにより与えるものとする。

以下省略

り規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に規則で定めるところにより与えるものとする。

第 10 条の次に次の 1 条を加える。

(病気休暇)

第 11 条 病気休暇は、非常勤職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に規則で定めるところにより与えるものとする。

以下省略

新

別表第1(第3条関係)

(給料表)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200
	44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
	45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
	46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	
	47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	
	48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	
	49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	
	50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	
	51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	
	52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	
	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	
	54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200		

旧

別表第1(第3条関係)

(給料表)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,400	440,400
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,000	380,900	426,100	461,000
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400
	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400
	43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800
	44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100
	45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400
	46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	
	47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	
	48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900	
	49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	
	50	212,400	263,700	308,400	354,800	372,600	398,900	439,800	
	51	213,400	265,000	309,900	355,400	373,400	399,400	440,200	
	52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600	
	53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000	
	54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400	

56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400	
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700	
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000	
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200	
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700	
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000	
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200	
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400	
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700	
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000	
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200	
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400	
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500		
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800		
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000		
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200		
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500		
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800		
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000		
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200		
94		294,000	341,800				
95		294,400	342,300				
96		294,800	342,700				
97		295,000	342,800				
98		295,300	343,300				
99		295,700	343,700				
100		296,100	344,000				
101		296,300	344,300				
102		296,600	344,700				
103		297,000	345,100				
104		297,300	345,500				
105		297,500	346,000				
106		297,800	346,400				
107		298,200	346,800				
108		298,500	347,200				
109		298,700	347,700				
110		299,100	348,100				
111		299,500	348,400				
112		299,800	348,700				
113		299,900	349,200				
114		300,200					
115		300,500					
116		300,900					
117		301,100					
118		301,300					
119		301,600					

56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400	
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700	
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900	
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200	
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500	
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800	
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000	
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300	
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600	
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800	
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000	
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300	
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600	
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800	
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000	
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300	
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600	
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800	
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000	
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100		
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400		
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600		
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800		
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100		
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400		
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600		
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800		
94		293,600	341,400				
95		294,000	341,900				
96		294,400	342,300				
97		294,600	342,400				
98		294,900	342,900				
99		295,300	343,300				
100		295,700	343,600				
101		295,900	343,900				
102		296,200	344,300				
103		296,600	344,700				
104		296,900	345,100				
105		297,100	345,600				
106		297,400	346,000				
107		297,800	346,400				
108		298,100	346,800				
109		298,300	347,300				
110		298,700	347,700				
111		299,100	348,000				
112		299,400	348,300				
113		299,500	348,800				
114		299,800					
115		300,100					
116		300,500					
117		300,700					
118		300,900					
119		301,200					

	120		301,900						
	121		302,300						
	122		302,500						
	123		302,800						
	124		303,100						
	125		303,400						
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100

	120		301,500						
	121		301,900						
	122		302,100						
	123		302,400						
	124		302,700						
	125		303,000						
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700

新

別表(第4条関係)

嘱託員報酬表

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	報酬月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	199,900	182,800	195,000	207,200	227,100	237,100	247,100	303,100
2		184,000	196,200	208,400	228,400	238,400	248,400	
3		185,200	197,400	209,600	229,700	239,700	249,700	
4		186,400	198,600	210,800	231,000	241,000	251,000	
5		187,600	199,800	212,000	232,300	242,300	252,300	
6		188,600	200,800	213,000	233,300	243,300	253,300	
7		189,600	201,800	214,000	234,300	244,300	254,300	
8		190,600	202,800	215,000	235,300	245,300	255,300	
9		191,600	203,800	216,000	236,300	246,300	256,300	
10		192,600	204,800	217,000	237,300	247,300	257,300	
11		193,600	205,800	218,000	238,300	248,300	258,300	
12		194,600	206,800	219,000	239,300	249,300	259,300	
13		195,600	207,800	220,000	239,700	249,700	259,700	
14		196,600	208,800	221,000	240,100	250,100	260,100	
15		197,600	209,800	222,000	240,500	250,500	260,500	
16		198,600	210,800	223,000	240,900	250,900	260,900	
17		199,600	211,800	224,000	241,200	251,200	261,200	
18		200,600	212,800	225,000	241,500	251,500	261,500	
19		201,600	213,800	226,000	241,800	251,800	261,800	
20		202,600	214,800	227,000	242,100	252,100	262,100	

旧

別表(第4条関係)

嘱託員報酬表

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	報酬月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	105,000	179,800	192,000	204,200	224,100	234,100	244,100	300,100
2		181,000	193,200	205,400	225,400	235,400	245,400	
3		182,200	194,400	206,600	226,700	236,700	246,700	
4		183,400	195,600	207,800	228,000	238,000	248,000	
5		184,600	196,800	209,000	229,300	239,300	249,300	
6		185,600	197,800	210,000	230,300	240,300	250,300	
7		186,600	198,800	211,000	231,300	241,300	251,300	
8		187,600	199,800	212,000	232,300	242,300	252,300	
9		188,600	200,800	213,000	233,300	243,300	253,300	
10		189,600	201,800	214,000	234,300	244,300	254,300	
11		190,600	202,800	215,000	235,300	245,300	255,300	
12		191,600	203,800	216,000	236,300	246,300	256,300	
13		192,600	204,800	217,000	236,700	246,700	256,700	
14		193,600	205,800	218,000	237,100	247,100	257,100	
15		194,600	206,800	219,000	237,500	247,500	257,500	
16		195,600	207,800	220,000	237,900	247,900	257,900	
17		196,600	208,800	221,000	238,200	248,200	258,200	
18		197,600	209,800	222,000	238,500	248,500	258,500	
19		198,600	210,800	223,000	238,800	248,800	258,800	
20		199,600	211,800	224,000	239,100	249,100	259,100	